

令和5年2月3日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

大阪社会保障推進協議会大阪市内ブロック

代表 中居 多津子 様

全日本年金者組合大阪府本部

執行委員長 加納 忠 様

全大阪生活と健康を守る会連合会

会長 大口 耕吉郎 様

介護保険料に怒る一揆の会

代表 中井 常生 様

福 祉 局 長

〔 担当：介護保険課（小野）
電 話：6208－8028 〕

要望書について（回答）

平素は、大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年1月13日にいただきました「要望書」につきまして、別添のとおり回答を送付いたします。

今後とも、本市市政にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1・2
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の介護保険料の仕組みでは限界です。国庫負担増で介護保険料引下げ、介護を充実するよう国に求めてください。 ・当面、大阪市の一般財源を投入して介護保険料引下げをおこなってください。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合うために創設された社会保険制度であり、その財源については、法令により、公費 50% (国 25%、府 12.5%、市 12.5%)、介護保険料 50%と定められているところですが、高齢化の進展による給付費の増加により介護保険料の大幅な改定を余儀なくされていることから、今後も引き続き、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げること等により、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう、引き続き国に対し要望してまいります。</p> <p>なお、平成 27 年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、一般会計からの繰り入れにつきましては、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められていることから、制度的に決められている以上に一般会計から繰入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民の理解が得られないとして、国や府においても適当でないとしております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028

番号	3
項目	低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充し、介護サービス利用料の減免制度を作ってください。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>更に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少したこと等による介護保険料減免を令和4年度も実施しており、本市ホームページや7月に送付する介護保険料決定通知書等に制度案内のビラを同封し、周知を図っているところです。</p> <p>介護サービス利用料については、サービスに係る費用の1割、2割または3割を負担していただいております。</p> <p>利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されています。</p> <p>また、平成20年4月から各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護サービス費等を支給しております。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059

番号	4			
項目	<p>ホームヘルパーなど在宅介護サービスを充実させ、特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備を計画的に進め、安心できる介護保険にしてください。とくに総合事業のホームヘルパー（生活援助型）の検証を行い、単価の改善をしてください。</p>			
<p>(回答)</p> <p>本市では、地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量を的確に把握し、介護等を必要とする人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図るため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定しております。計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者から無作為に抽出して、世帯の状況、日常生活の状況、就労・いきがいの状況、高齢者向けサービスの利用状況と利用意向、介護保険サービスの利用状況と利用意向、介護の状況など高齢者の実態を調査し、調査結果の分析を踏まえて検討した高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実など重点的な課題と取組みや具体的施策、施設等の整備目標数・サービス目標量等を、市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成する本市社会福祉審議会において審議し、パブリック・コメント手続きを経て計画に反映しているところです。</p> <p>総合事業（生活援助型）の人材確保につきましては、生活援助型訪問サービスの従事者研修を平成28年12月から開催し、令和3年度の実績は受講者74名、修了者74名となっております。令和4年度も引き続き生活援助型訪問サービスの従事者研修を実施し、生活援助サービスの提供の担い手の育成に努めております。なお、後日受講者に対し、就業確認のアンケート調査を実施し、事業所での就労実績についても把握する予定としております。</p> <p>今後も、引き続き、生活援助型訪問サービスの従事者研修が有意義な研修となるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市における総合事業のサービス単価につきましては、介護予防型訪問サービス（生活援助型含む）を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。</p>				
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（指定指導グループ）	電話：06-6241-6310
	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（保険給付グループ）	電話：06-6208-8059

番号	5
項目	要介護認定事務の体制を抜本的に見直し、30日以内に認定できるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>要介護認定申請に対する処分は、介護保険法第27条に基づき当該申請を受理してから30日以内に行う必要があります、また、その遵守に向けた注力は保険者としての務めであると考えております。</p> <p>本市におきましては、申請受領後結果が出るまでの期間の短縮のため、要介護・要支援認定事務を委託している事業者に対し、申請受領後速やかに調査依頼及び意見書作成依頼を行うとともに、依頼後15日を経過しても回答がない場合には速やかに督促を行うなど、進捗管理の徹底を指示しています。</p> <p>また、認定調査業務の委託事業者については、複数の事務受託法人や居宅介護支援事業者へ委託を行い、本市からの調査依頼後10日以内の調査完了を指示しているところです。引き続き法定期間で適正な要介護認定を行うよう取り組んでまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (認定グループ) 電話：06-4392-1727

番号	6.
項目	<p>国で検討されている介護保険見直しのうち①利用者2割負担、3割負担の対象拡大 ②ケアマネジメント利用者負担導入 ③要介護1, 2の生活援助等の総合事業移行 ④介護保険料負担の引上げ については大阪市として反対してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>国で検討されている介護保険制度の見直しのうち、①「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準については、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る。②ケアマネジメントに関する給付のあり方については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画開始までに結論を得る。③要介護1・2の方への生活援助サービス等に関する給付のあり方については、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画開始までに結論を得る。④介護保険料負担の在り方については、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準上率の引き上げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等早急に結論を得る。と社会保障審議会介護保険部会で意見されています。</p> <p>介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としても国の動向を注視してまいりたいと考えています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028</p>